平成17年６月29日

株　主　各　位

大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社モリタ
代表取締役会長兼社長　新村鋭男

第72回定時株主総会決議ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、本日開催の当社第72回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬　具

記

報告事項

1. 第72期（自 平成16年４月１日 至 平成17年３月31日）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（自 平成16年４月１日 至 平成17年３月31日）貸借対照表及び損益計算書報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第１号議案　第72期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は１株につき５円25銭と決定いたしました。

第２号議案　定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の概要は次のとおりであります。

(1)「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号）が平成17年２月１日に施行され、電子公告制度が認められたことからこの制度を導入するために、現行定款第４条(公告の方法）につき所要の変更を行いました。また、同制度の導入に伴い不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めました。

(2) 将来の事業規模の拡大などに備え、機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第５条（発行する株式の総数）を変更いたしました。

(3) 株主の皆様の便宜をはかるべく、商法第221条ノ２に定める単元未満株式の買増制度を実施するため、同制度に関する規定を第８条として新設するとともに、旧定款第９条、第10条及び第11条の所要の変更を行いました。また、これに伴い、旧定款第８条以下の条数の繰り下げを行いました。

(4) 当社では、かねてより経営環境の変化に迅速に対応するため、必要最小限の員数で取締役会を運営してまいりました。この経営姿勢を明確にし、引き続き経営の効率化を推進するために旧定款第17条に定める取締役の定員を減員いたしました。

第３号議案　取締役８名選任の件

本件は、新村鋭男、出水重次、柴田正興、村井直行、浅田栄治、前畠幸広、中田和彦、中島正博の８氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役　笹川　収氏に対し、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は取締役会に一任することに承認可決されました。

以　上

配当金のお支払いについて

第72回定時株主総会の決議に基づき、第72期利益配当金として１株につき５円25銭を次のとおりお支払いいたします。

(1) 振込先をご指定の方には、「第72期利益配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」をご送付いたしましたので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

(2) 振込先をご指定でない方は、同封の「郵便振替支払通知書」の裏面をご高覧のうえ、お近くの郵便局においてお受け取りください。